

宮崎市「みやざき結婚サポートセンター」等入会登録補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する独身者の異性との出会いを促進し、交際・結婚につなげるため、宮崎市「みやざき結婚サポートセンター」等入会登録補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年宮崎市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 独身者 有配偶者以外の者で、未婚者、離別者及び死別者をいう。
- (2) センター 宮崎県が委託運営する「みやざき結婚サポートセンター」をいう。
- (3) 結婚相談所 結婚を希望する独身者から入会登録料等を徴収して会員登録し、独身者の結婚の希望を叶えることを目的として異性との出会い及び交流の場を提供する業を営む者で、次に掲げる要件をすべて満たす結婚相談所をいう。
 - ア 本市内に事業所を置くこと
 - イ 宮崎県がインターネット上で運営するみやざき結婚支援ポータルサイトに掲載されていること又は掲載のために必要な申請手続きが完了していること。
- (4) センター等 (2)のセンター及び(3)の結婚相談所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 令和5年7月1日以降にセンターへの会員登録を行う者又は令和6年4月1日以降に結婚相談所への会員登録を行う者で、会員登録時に20歳以上49歳以下の独身者であること。ただし、令和6年3月31日までにセンターへの会員登録を行う者は、会員登録時に20歳以上39歳以下であること。
- (2) 本市に住所を有する者であること。
- (3) 市税等（国民健康保険税を含む。以下同じ。）を滞納していない者であること。
- (4) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある者に該当しないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) センター 補助対象経費は、センターへの入会登録料とする。補助金の額は、

入会登録料（消費税を除く。）の2分の1の額とし、1人上限5,000円（百円未満切捨）とする。

(2) 結婚相談所 補助対象経費は、結婚相談所への入会登録料又は1か月分の月会費とする。補助金の額は、入会登録料又は1か月分の月会費（消費税を除く。）の額とし、1人上限10,000円（百円未満切捨）とする。

（交付の申請及び実績報告）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宮崎市「みやざき結婚サポートセンター」等入会登録補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて会員登録手続きの完了日から6か月以内に市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付決定を受けた年度を含む3か年度は、再度の補助金の交付申請はできないものとする。なお、補助金の交付申請受付期間は、当該年度の4月1日から翌年3月15日までとし、3月15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下これらを「休日等」という。）に当たる場合は、その休日等の翌開庁日とする。

- (1) 入会登録料等の領収書の写し又はそれに代わるものとして市長が認めたもの
- (2) 現住所が記載された証明書の写し（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写しなど）
- (3) 市税等の滞納がないことを証する書類又は納税確認同意書（様式第2号）
- (4) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）に基づく誓約書兼同意書（様式第3号）

（交付の決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、補助金交付の適否について、補助金交付決定書兼確定通知書（様式第4号）又は補助金不採択通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、宮崎市「みやざき結婚サポートセンター」等入会登録補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を補助決定者に交付するものとする。

(決定の取り消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 補助決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に定めるもののほか市長が相当な理由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。